

第64回全国労働衛生週間を迎えて

労働者の心と体の健康を確保し、 働きやすい快適な職場環境の実現を

名古屋北労働基準監督署長 田中 哲夫



名北労働基準協会の会員の皆様には、日頃より名古屋北労働基準監督署の行政の推進に関しまして、ご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。さて、「健康管理 進める 広げる 職場から」のスローガンのもと、第64回全国労働衛生週間が10月1日から7日まで全国一斉に実施されます。このスローガンには、事業者等が労働者の健康障害防止をはかるだけではなく、労働者も一緒になって健康管理を進めていこうという願いがあるものだと思います。皆様方におかれましては、既に準備期間中に、労働衛生活動の総点検を行うほか、各種の取り組みを実施していただいたことと拝察しますが、本

週間においては、事業者、総括安全衛生管理者等による職場巡視、スローガンの掲示、労働衛生に関する講習会等の開催などにより労働衛生水準の一層の向上および自主的な労働衛生管理活動の定着を図っていただきますようお願いいたします。

労働者の健康管理の代表的な指標である定期健康診断の有所見率は、年々上昇しておりますが、昨年度においては一定の菌止めがかり、愛知局全体では49・9%、名古屋北署では56・7%となりました。ここに来て、一定の効果を出しつつあるものと考えています。定期健康診断の有所見率の増減は、年齢構成等も関係しておりますし、事業場の努力だけで改善されるものではなく、スローガンにもありますように職場、つまり労使が協力して取り組むものです。各事業場で有所見者に対する事後措置や保健指導等を、今回の全国労

働衛生週間を機に、さらに徹底していただきたいと思えます。

本年度からスタートしました第12次労働災害防止推進計画のうち、名古屋北労働基準監督署における労働衛生関係の重点対策は、「化学物質対策」「メンタルヘルス対策」「腰痛・熱中症対策」「過重労働対策」「受動喫煙防止対策」であり、それぞれ具体的な提案をさせていただいておりますので、署の窓口やさまざまな機会でご案内させていただきます。このうち、「メンタルヘルス対策」につきまし

ては、特に充実した対策が必要です。全国における自殺者数は、昨年こそやや減少しましたが、14年連続して3万人を超えておりました。自殺の原因・動機は、健康問題や経済問題が大きいものも、勤務問題を掲げたものも1割程度あり、職場での予防対策が非常に重要になっております。

労働衛生の趣旨は、労働者の心と体の健康を確保し、働きやすい快適な職場環境を実現することです。全国労働衛生週間を契機に、各事業場の衛生水準の向上や快適職場の形成促進が図られることを期待します。

